≪関連規則≫

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則の申合せ

第7 学位論文の関連論文について (申合せ第2,第6)

学位論文の関連論文(以下、第7において「関連論文」という。)は次の要件を満たすものと する。

(1) 本学医学部又は本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。) から発表されたものでなければならない。

ただし、申請者の所属機関として本学医学部又は本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。)の名称が記載されていない場合、本学において指導を受けた論文であることを証明しなければならない。

- (2) ピア・レビュー制度を有する雑誌に掲載又は掲載予定のものでなければならない。
- (3) 単著又は、共著とする。ただし、共著の場合は筆頭著者でなければならない。 なお、申請者が共同筆頭著者(イコールコントリビューター)の場合は、他の共同筆頭著者 (イコールコントリビューター)から、当該論文を学位論文として使用しない、および過去に おいても使用していない旨の承諾書を予備審査申請書に添付するものとする。
- (4) 形式は、欧文又は和文とする。ただし、共著の場合は欧文でなければならない。
- (5) 共著者数は制限を設けない。ただし、著者数が10名を越える場合には、指導教授の理由書を予備審査申請書に添付するものとする。
- (6) 次の時期に掲載されたものでなければならない。
 - ア. 「課程博士」にあっては、本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。) に入学以降投稿し掲載された論文とする。

ただし、予備審査申請日において、5年を経過している論文により申請を行う場合は、 指導教授の理由書を添付するものとし、大学院委員会で審議のうえ、承認されなければない。

イ. 「論文博士」にあっては、予備審査申請日から、過去5年以内に投稿し掲載された論文とする。

ただし、5年を経過した論文により予備審査申請を行う場合は、上記「ア」のただし書きを準用する。

- ウ. 高度学術医育成コースを履修する者が、医学部在学時に、筆頭著者として発表した英文 論文はこれを関連論文とすることができる。
- (7) 共著の場合,カレントコンテンツ (ライフサイエンス又はクリニカルメディスン) に収録されている雑誌に公表されたものでなければならない。ただし,カレントコンテンツに収録されていない雑誌の場合は、ピア・レビュー制度を証明するものを提出し、大学院委員会で審議のうえ、承認されなければならない。
- (8) ショートコミュニケーションの場合は、欧文であること及び論文投稿時に公表されている 最新の「JCR (Journal Citation Reports)」において、インパクトファクターが2.0以上 の雑誌に公表された論文でなければならない。
- (9) ケースレポート(症例報告)及びリサーチレター並びにそれに準じる形式の論文は、原則として関連論文とすることができない。なお、関連論文とする場合は、予備審査申請前に大学院委員会で審議のうえ、承認されなければならない。
- (10) 印刷公表されている場合,別刷りの代わりに掲載雑誌をコピーし製本したものでも良い。その場合,原則として両面コピーとし,カラーで印刷されたものは,カラーコピーとする。
- (11) インターネット上で公表され、別刷が無い場合、別刷に準じて論文を作成する。
- (12) 掲載予定 (インターネット上で掲載公表する場合も含む。) の場合は、掲載予定であることを証明するもの(論文受理証明書、論文が受理された旨の電子メール文) のコピーを1部添付しなければならない。
- (13) 雑誌は、学会誌とする。なお、学会誌以外でもカレントコンテンツに収録されている雑誌 及び Medical Science & Innovation (単著・共著いずれも可) も認める。
- (14) 予備審査申請時における関連論文については、掲載予定前の段階の論文でも可能とする。